

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

学校保健安全
より、インフルエンザ
基準が「解熱後2日
ら「発症した後5日
熱した後2日(幼
過するまで」と変
発症した日から
出席停止が必要
その後は、解熱
止日が延期され

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。